

高第314号  
令和6年6月25日

各指定介護サービス事業所等運営法人代表者  
各介護保険施設運営法人代表者  
(岐阜市所管の施設等を除く。)

様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

介護保険サービスの支給事務等においてヤングケアラーを把握した場合の対応等について

平素より、県の福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、厚生労働省から事務連絡がありましたので、お知らせします。

所 属	岐阜県健康福祉部高齢福祉課事業者指導係		
係 長	垣 本	担 当	西 尾
電 話	058-272-1111 内 3468		
F A X	058-278-2639		
E-mail	<a href="mailto:c11215@pref.gifu.lg.jp">c11215@pref.gifu.lg.jp</a>		